

# 中野区いじめ対応ガイドライン

いじめはどの学校や学級でも起こり得るものであり、取り分け、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る必要がある。

(中野区いじめ防止基本方針より)

中野区教育委員会  
平成30年3月

# 1 未然防止

子どもの命や心を守るためには、日頃からいじめが起こらない環境をつくるのが大切です。そのために教員は魅力ある授業を行い、子どもたちの「居場所づくり」「きずなづくり」を心掛けます。

## 【いじめ防止対策推進法】

### 第15条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通い合う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

## 魅力ある授業の実現

## 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

## 自己肯定感や自尊感情を高める指導

## よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導

## 子どもと教職員の信頼関係の構築

「学校いじめ防止基本方針」を共通理解します。

自校の実態を踏まえて、年度末に、次年度のいじめ防止のための対策について具体的に示した「**学校いじめ防止基本方針**」をPDCAサイクルにより取組の評価と改訂をします。(法による義務規定)

年度当初の職員会議や研修において、所属職員が内容を共通理解するための機会を設けるとともに、全ての教職員が、保護者や地域の人に、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明できるようにします。

基本方針に示された取組が、全ての教職員により例外なく実践されなければなりません。

「学校いじめ防止基本方針」を共通理解します。

学校は年度当初に、「**学校いじめ対策委員会**」(以下委員会とする)のメンバーと役割を明確化します。また、メンバーには、必ずスクールカウンセラーを加え、その役割を明確化しておきます。

学校いじめ対策委員会は、原則としてスクールカウンセラーの勤務日に合わせ、定期的な会議を行います。会議の内容を必ず記録し、保管します。学校いじめ対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめ防止のための年間計画を定め、全教職員及び保護者に周知します。

いじめが起こらない学校をつくるために、教員研修や授業等を行います。

- 学校は
  - (1) 全ての教職員に対して、年間3回以上の校内研修を実施します。
  - (2) スクールカウンセラー勤務日の職員朝会等を活用し、全ての教職員で情報を共有します。

大切なのは、学校が人権尊重の理念を十分に理解し、日常の教育活動に活かすことです。

そのためにも「人権感覚 教職員のチェックポイント」(人権教育プログラム 平成29年3月東京都教育委員会28頁)を研修で活用します。

- 学校は児童・生徒に対し
  - (1) スクールカウンセラーによる全員面接を小学校は第5学年、中学校は第1学年で年間1回実施します。
  - (2) 全ての学級で、「いじめに関する授業」を年間3回以上実施します。
  - (3) 年2回の「ふれあい月間」等を活用し、児童・生徒主体のいじめ防止に向けた取組を実施します。
  - (4) 朝の挨拶等、日常の活動を継続的に実施します。
  - (5) 関係諸機関と連携した取組を実施します。

## 2 早期発見

全ての教職員がいじめに対する定義を正しく理解します。

### 【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの早期発見に向け、具体的に取り組みます。(チェックしてみましょう)

- 学級担任等による日常的な子どもへの声掛けや様子の観察
- 学級担任等による定期的(年間3回程度)な個人面談の実施
- 学期初めや長期休業明けの「いじめ発見チェックシート(いじめ総合対策【第2次】上巻p89)」による観察
- 児童・生徒及び保護者への定期的(年間3回以上)な「いじめアンケート」の実施・分析・保存
- 全教職員の輪番による登下校時の挨拶、校内巡回等による計画的な観察
- スクールカウンセラー・心の教室相談員による教育相談体制の教職員への理解と保護者への周知
- 「いじめ相談ポスト」「いじめ相談窓口」等の取組

一人ひとりの教職員の気付き、やアンケートからいじめを疑うようなトラブルを発見した場合は、いじめ防止対策推進法第23条(いじめに対する措置)に沿って対応します。

(学校は、教員が一人で抱えこまないような職場づくりに努めます。)

窓口となる「学校いじめ対策委員会」のいじめ対応担当に報告する。

いじめ対応担当は、情報の収集など次回の「学校いじめ対策委員会」定例会までの具体的な対応について指示します。被害児童・生徒や加害児童・生徒、その保護者等も含めて事実関係を調査するとともに、アンケート調査を実施し、情報を収集します。

いのちの危険を感じるなど、緊急度が高い場合は、臨時のいじめ対策委員会を開きます。

いじめか否かの判断は、「学校いじめ対策委員会」が組織として判断します。

「学校いじめ対策委員会」は、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義に基づき、そのトラブルがいじめか否か、今後どのように対応するかを話し合います。いじめの認知に当たっては、被害の子どもが「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑みて、個別に判断します。

### 3 早期対応

いじめについて教員は「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ちます。いじめられる側の責に帰すことなく、まず誰よりもいじめる側が悪いのだという認識で、毅然とした態度で指導に臨むことが大切です。

#### 初期対応例

・・・いじめの早期発見に向け、具体的に取り組みます。

1 スクールカウンセラーを含めた「学校いじめ対策委員会」で、指導の方針と役割分担を明確し、中野区教育委員会に報告する。必要に応じて関係諸機関等との連携を図る。

○ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認めるときは、所轄の警察署と連携してこれに対処する。

2 被害児童・生徒から思いや願いを丁寧に聞き取り、心のケアに努める。

○ 被害児童・生徒が、「誰にも言わないでほしい。」「自分で解決する。」と言っても、「学校が絶対に守る」ことを伝えて説得するとともに、保護者と情報共有し、連携して対応する。そして、「学校いじめ対策委員会」で指導の方針と役割分担を明確にして組織的な対応を検討する。

3 アンケート等を活用した正確な実態把握並びに加害児童・生徒への聞き取り及び指導を行う。

4 被害児童・生徒の保護者への説明及び意向の確認をし、今後の支援策を提案する。

5 加害児童・生徒の保護者へこれまでの経緯並びに学校の指導及び今後の加害児童・生徒への支援方針を説明する。

6 教員立ち合いでの謝罪の場を設定する。

#### いじめの解消

いじめが解消されたかどうかについては、次の2つの条件が満たされていることを含め、「学校のいじめ対策委員会」が子どもの状況等を総合的に検討した上で、校長が判断します。

##### ① いじめに係る行為の解消

学校がいじめの訴えがあったトラブルについて解決したと判断した日から、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること。

##### ② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

※ いじめが解消されたと判断された場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害の子どもや加害の子どもを注意深く観察するなど、対応を継続します。

## 4 「重大事態」への対応

「重大事態」について全ての教職員が理解し、対応できるようにします。

「重大事態」の定義

- (1)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童・生徒が自殺を企図した場合等)
- (2)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安)

※ 「重大事態」が発生した場合、学校は中野区教育委員会に重大事態の発生を報告し、中野区教育委員会は中野区長等に報告しなければなりません。

[中野区立学校の場合] 学校  $\xrightarrow{\text{報告}}$  中野区教育委員会  $\xrightarrow{\text{報告}}$  中野区長

「重大事態」における組織的対応の流れを全ての教職員が理解し、対応できるようにします。

学 校

中 野 区 教 育 委 員 会

いじめを起因とした欠席開始

- 中野区教育委員会に重大事態の可能性を報告・相談  
※ 欠席数の目安を 10 日程度とする。

- 中野区教育委員会指定様式による報告書の作成を学校に依頼

- 「重大事態」に至らないための更なる組織的対応
- 調査委員会設置に向けた準備

- 対応に対する指導・助言

30 日の欠席(目安)で重大事態

- 7日以内に指定様式で中野区教育委員会へ報告

- 中野区長等へ報告

「重大事態調査委員会」を設置

- 調査委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
- 調査結果を踏まえた必要な措置

- 調査報告書を中野区教育委員会へ報告

- 要請に応じて、心理職やスクールソーシャルワーカー、指導主事等を派遣

# いじめ問題等に対する相談先（児童・生徒、保護者、地域へ周知）

## いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談

東京都いじめ相談ホットライン  
フリーダイヤル  
24時間対応 電話 0120-53-8288

東京都教育相談（そくだん）センター  
平日 9:00～21:00  
土日祝日 9:00～17:00（閉庁日・年末年始を除く。）  
電話 03-3360-8008

## いじめの問題やその他の子どもに関する相談

24時間子供SOSダイヤル(全国統一ダイヤル)  
24時間対応 フリーダイヤル なやみ言おう  
電話 0120-0-78310

こども110番  
相談時間 午前9時～午後5時(月～金曜日)  
電話 03-3389-6980

## 非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談

警視庁少年相談室(ヤング・テレホン・コーナー)  
24時間対応  
月曜日から金曜日まで(8:30～17:15)は、専門の担当者(心理職及び警察官)が対応、夜間及び土日祝日は宿直の警察官が対応  
電話 03-3580-4970

## 子どもの性格や行動、不登校、学校生活、子育て等に関する相談

中野区立教育センター教育相談室(相談受付)  
受付時間 午前9時～午後9時(土日祝日、年末年始を除く。)  
電話 03-3385-9313

中野区電話教育相談  
相談時間 午前9時～午後5時(土日祝日、年末年始を除く。)  
電話 03-3385-8001

## 参考資料

東京都教育委員会は、いじめ防止等の更なる推進を図るために、平成29年2月に「いじめ総合対策【第2次】」を作成しました。上巻は「学校の取組編」、下巻は「実践プログラム編」で編成され、平成29年度から平成32年度までの4年間、各学校において、同資料を用いて、いじめ防止等の取組の強化・徹底を図っています。



中野区教育委員会は、幼児・児童・生徒が、自らのよさや可能性を伸ばし、自分自身に自信とやる気をもてるよう、生命を大切にする教育、自己肯定感や自己有用感を育む教育を実現する学校教育の推進に取り組んでいます。



## 子どもたちが安心して通え、楽しく学べる学校を目指して

子どもたちの健やかな成長は、みんなの願いです。これまで、学校、保護者、地域及び関係諸機関が連携し、全ての子どもたちが安心して通え、楽しく学べる学校づくりに努めてきました。しかし、残念ながらいじめが深刻化し、解決が困難になる場合があります。「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる。」ことは、1996年1月の「文部大臣緊急アピール」においても述べられています。このことを教員一人ひとりが十分に認識するとともに、子どもたちの健やかな成長のために、いじめの起こらない環境づくり、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けて、努力しなければなりません。

中野区教育委員会では、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、「中野区いじめ防止基本方針」を策定しました。各校においては、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向け、組織的な取組を推進していただいています。各校におけるいじめ対応が、今後更に推進されますよう、本リーフレットをご活用していただきますようお願いいたします。